

京都市交通局管理規程第5号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年8月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号中「無事故（月間無事故）団体表彰報償金」の右に「及びカード発売報奨金」を加える。

第60条第1項に次のただし書を加える。

ただし、物品出納員が認めたときはこの限りではない。

第61条の次に次の1条を加える。

（不用品の処分の委任）

第61条の2 物品出納員は、前条の規定にかかわらず、不用品の処分について、分任物品出納員に委任することができるものとする。

第94条第1号ア中「（イ）建物」の右に「（乗合自動車の停留所の上屋を除く。）」を、「（ウ）乗合自動車車両」の右に「及び乗合自動車の停留所の上屋」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1項第2号の改正規程は、平成23年4月1日から適用する。

（交通局企画総務部財務課）